

中央会

組合活性化情報

9

2006.9
No.503

わかやま

中小企業等協同組合法の一部改正
ステップアップ講座

「新会社法の計算規定改正のポイント」

トピックス～紀南素材生産事業(協)～

くみあい元気ルポ～和歌山地区漬物(協)～

No.503

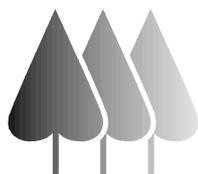
2006.9

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● ~紀州材輸出の実現に向けて!~ 紀南素材生産事業(協)	
ステップアップ講座	2
● 「新会社法の計算規定改正のポイント」	
施策情報	4
● 「中小企業等協同組合法の一部改正」の概要	
官公需確保対策地方推進協議会	9
高年齢者雇用確保措置	10
くみあい元気ルポ	11
● ~和歌山地区漬物協同組合~	
中央会だより	12
● コーディネート事業	
● 若者と中小企業ネットワーク構築事業	
会員だより	14
● ヤーヤー祭り	
● Uターンフェア	
和歌山市消防局からお願い	16
中小企業大学校関西校研修のご案内	17
中小企業組合検定試験	17
全国先進組合事例	18
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月のトピックス



紀州材輸出の実現に向けて



～ 紀南素材生産事業協同組合 ～



紀南素材生産事業協同組合では、昨年度、素材生産業の活性化のために紀州材の需要拡大に向けて活路開拓調査事業を実施。

去る6月には、新宮木材会館において昨年の先進企業実地調査先から講師を招き、中国の林業事情や木材需要についての講演会を開催しました。

「国産材中国輸出の実態と今後の見通し」と題して行政機関や林業関係者約50名が参加。

中国では、1998年の長江の大水害をきっかけに天然林の伐採禁止や壁材としてのレンガの使用禁止などにより消費が急増、日本に次ぐ木材輸入国となっており、又、大都市では生活水準の向上を求めて住宅への関心が高まっているという現状が講演の中で伝えられました。

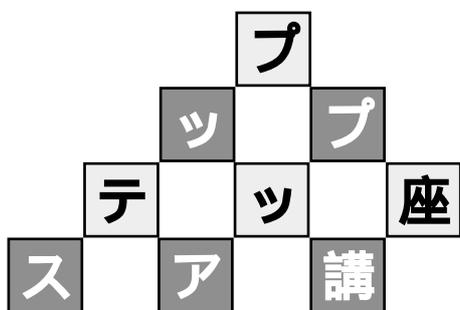
住宅建築も活況を呈し、建築材料や家具材などとしての需要の増大も見込まれています。

ちなみに中国での2010年の木材消費量は1億4万立方メートルと予測されています。

今後、組合としても紀州材輸出実現に向けて前向きに検討し、素材生産業の活性化に取り組みたいと意欲的です。

紀南素材生産事業協同組合
TEL 0735-52-0337

新会社法の計算規定の



新会社法が平成18年5月1日に施行され、それに伴い決算書（計算書類）が大幅に改訂されました。

1. 改正のポイント

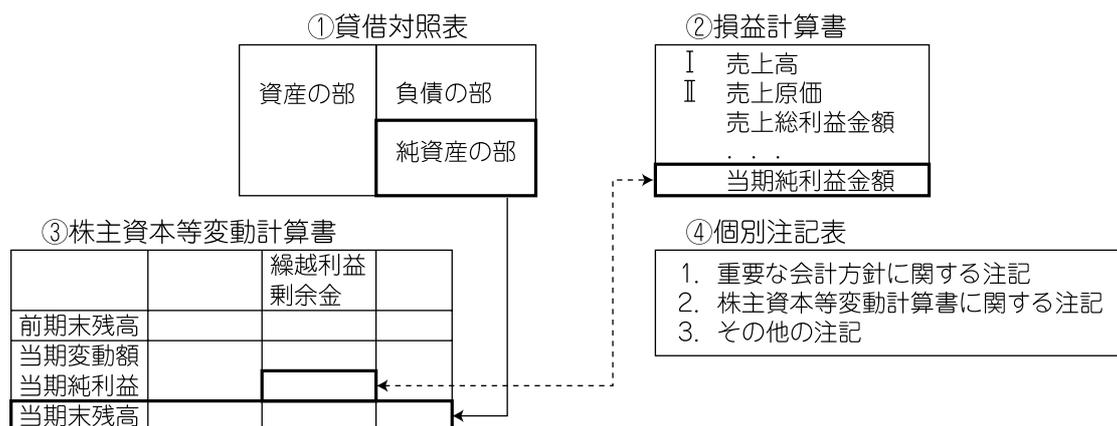
貸借対照表の「資本の部」が「純資産の部」に変更されました。

「株主資本等変動計算書」が新設されました。
損益計算書の最終行が「当期末処分利益」から「当期純利益金額」に変更されました。

「利益処分案」と「利益処分計算書」が廃止されました。

「個別注記表」が新設されました。
平成18年5月決算法人から適用されます。
協同組合等は従来通りの決算書になります。

2. 新会社法における計算書類(決算書)・・・下記の4種類になります



3. 株主資本等変動計算書について

株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の「純資産の部」の期中の増減額の明細表です。株主総会等の決議により、剰余金の配当を含め、純資産の部の係数をいつでも変動させることができるなど、損益計算書を経由しない資本項目の変更があるため、その数値の連

続性の把握を可能とするために作成が求められます。
従って、株主資本等変動計算書の「前期末残高」「当期末残高」欄は、それぞれ貸借対照表の「純資産の部」の「前期末残高」「当期末残高」と一致します。

4. 個別注記表について

旧商法での注記は貸借対照表・損益計算書の一部として扱われていましたが、新会社法では個別注記表として独立した書類とされました。

株式譲渡制限会社(会計監査人設置会社を除く)の場合
必須注記項目

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 中小企業の会計に関する指針の適用
- たな卸資産の評価基準及び評価方法

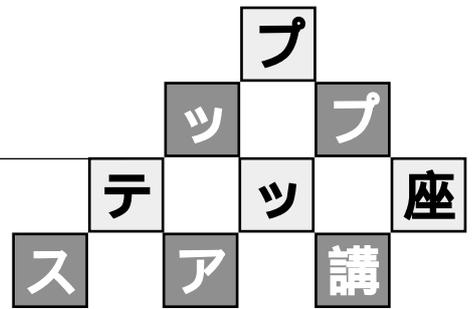
固定資産の減価償却の方法
引当金の計上基準
消費税の会計処理

株主資本等変動計算書に関する注記
その他の注記です。

- 事業年度末日の発行済み株式の数
- 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- 事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

改正のポイント

税理士 後安宏彦



個別注記表

- | | |
|---|-------------------------------|
| ・重要な会計方針に係る事項注記 | 定率法を採用しています。 |
| 1. 中小企業会計指針の適用
この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。 | 4. 消費税の会計処理
税抜き方法を採用しています。 |
| 2. たな卸資産の評価基準及び方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。 | ・株主資本等変動計算書に関する注記 |
| 3. 固定資産の減価償却方法 | 1. 発行済株式総数 200株 |
| | 2. 事業年度中の剰余金配当 なし |
| | 3. 事業年度末日後の剰余金配当 なし |

ポイント

この事業年度末日後に剰余金の配当を行う場合、剰余金の配当は留保金課税の計算に影響を及ぼすの

でこの注記表にその旨を記載しないと法人税額が高くなる場合があります。

5. 損益計算書の変更

従来 損益計算書

売上高
売上原価
売上総利益
販売費及び一般管理費
営業利益
営業外損益
経常利益
特別損益
税引前当期純利益
法人税、住人税及び事業税
当期純利益
前期繰越利益
当期末処分利益

新会社法施行後 損益計算書

売上高
売上原価
売上総利益金額
販売費及び一般管理費
営業利益金額
営業外損益
経常利益金額
特別損益
税引前当期純利益金額
法人税、住人税及び事業税
当期純利益金額

最終行

株主資本等
変動計算書に移動

6. まとめ

新会社法の施行に伴い計算書類も上記の様に大幅に改訂されました。金融機関に決算書を提出して「古い決算書ですね」と言われ恥ずかしい思いをしないよう、自社の決算書を確認して下さい。又前々回記載した役員賞与は、新会社法上の取扱は会計基準に全面的に従うこととなり、決算上当期費用として処理すれば法人税法上も損金算入できる余地が発生しました。新たな税金上の戦略問題として考えていかなければならなくなりました。

更に会計処理の基準として中小企業会計指針が公表され、中小企業はこの会計指針に拠り計算書類を作成することが推奨されることとされました。決算書が新会社法に基づいて作成されているか或いはその会計処理の内容が中小企業会計指針に基づいているか、金融機関はその会社の対応を注視しています。特に中小企業会計指針に基づき作成された決算書は、金融機関も

その信頼性を高く評価し、これに基づく無担保無保証融資制度が数多く設けられるようになってきています。この中小企業会計指針の内容は今回説明することは出来ませんでした。正確な決算書作成に必要な（その会社の信用を担保する）であることを理解して下さい。

この他、法人税消費税等の申告について、平成16年6月から電子申告・納税システムが開始されています。納税者にとって、現在のところ直接的なメリットは決して多くないですが、国の施策に協力し小さい行政をめざして個人或いは法人が出来ることであります。積極的に電子申告を行って頂きたいものです。

以上のように会社をとりまく社会環境はここ数年大きな変化をとげています。これらを理解しかつ迅速に対応することが、自社の利益につながると認識して頂きたいものです。

中小企業等協同組合法等の 一部改正の概要

中小企業や個人事業者が相互扶助の精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための措置が講じられたものであり、組合全般に係る措置と大規模な組合〔組合員（連合会の場合は構成員）1,000名以上〕だけに上乘せされる措置に分けられています。

同法律によって、「中小企業等協同組合法」のほか、「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」の一部が改正されます。施行日は平成19年4月1日。

事業運営の規律強化

1 組合全般に係る措置

(1) 役員の資格要件の創設（第35条の4関係）

会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等が役員となることを禁止する。

(2) 役員任期の変更（第36条関係）

理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。

経過措置：新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃）の終了前（平成19年度総会の改選まで）に在任する者の任期については、法施行後も従前の例による（附則第10条関係）。

(3) 監事への業務監査権限の付与等

（第36条の3関係）

監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、監

査報告を作成しなければならないこととする一方で、大規模組合以外は、定款において監事の監査権限を会計に限定できるものとする【大規模組合に業務監査権限の付与義務】。

経過措置：定款、規約の変更や業務監査に必要な書類の整備等、相当程度の準備が必要となるため、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会終了前は従前の例による（附則第11条関係）。

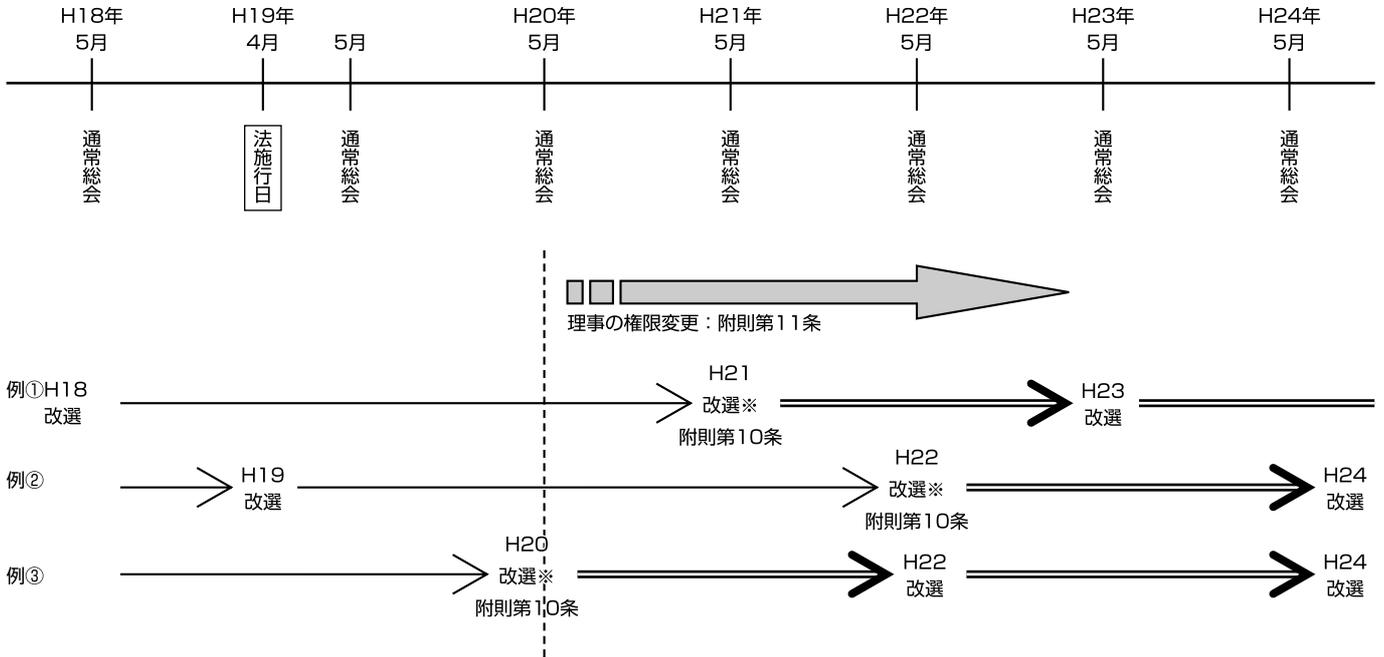
(4) 理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備（第36条の3関係）

監事が業務監査を行う組合においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監事に報告しなければならない。また、6カ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対して当該行為の差止請求をすることができるものとする。

理事関係

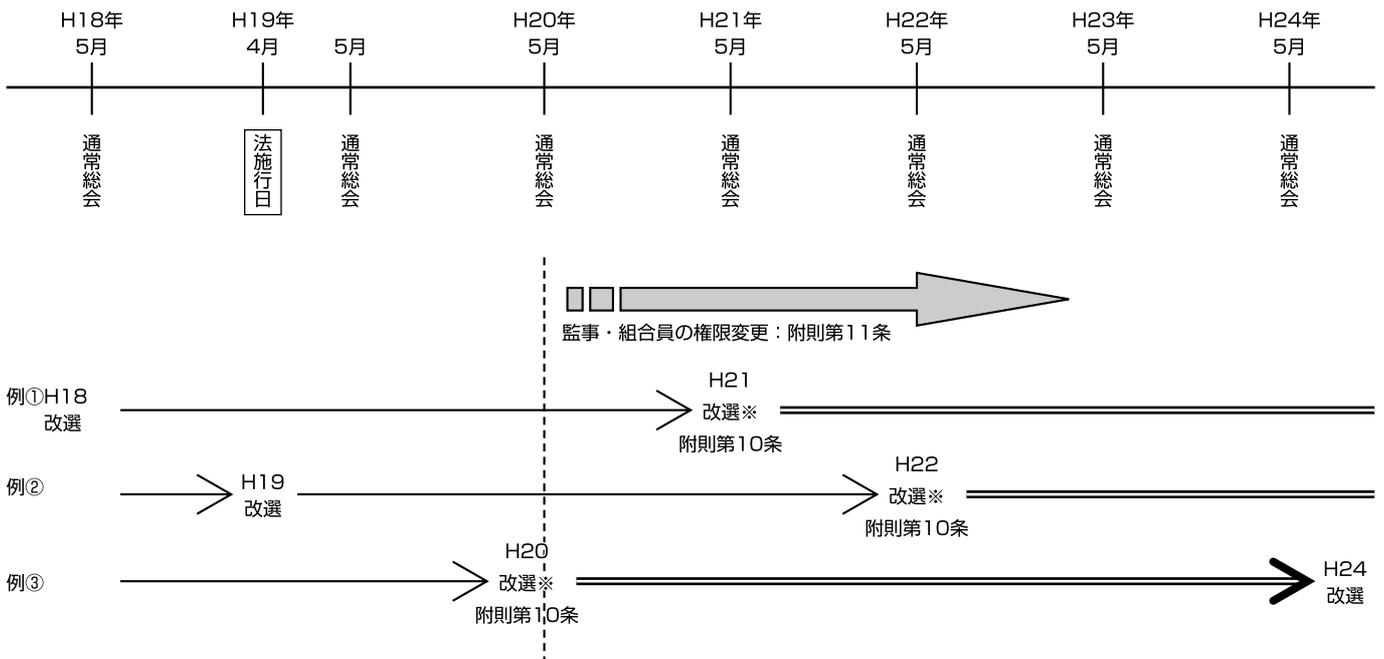
これまで理事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき理事の任期を2年とする場合の取扱い

(※附則第10条、附則11条の整理)



監事関係

少人数組合であり引き続き業務監査権限を付与しない組合であって、これまで監事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の取扱い (※附則第10条、附則11条の整理)



(5) 監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備

(第36条の3関係)

監事が会計監査のみを行う組合(以下「監査権限限定組合」という。)においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は組合員に報告しなければならないが、また、6ヵ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。

(6) 監査権限限定組合における組合員による理事会の招集(第36条の6関係)

監査権限限定組合においては、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められるときには、組合員が理事会を招集できることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し、意見を述べることができるものとする。

(7) 監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ(第36条の7関係)

理事会へ出席した監事に理事会の議事録への署名を義務付けるものとする。

経過措置：業務監査の経過措置に合わせ、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会終了前は従前の例による(附則第12条関係)。

(8) 理事と組合の利益相反取引の制限

(第38条関係)

理事が自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

(9) 役員 の損害賠償責任の免除

(第38条の2関係)

役員 の損害賠償責任については、役員等が善意・無重過失の場合においては、免除額をあらかじめ定め、理事会の決議によって当該免除額を限度として免除することができる旨を定款で定めること等ができるものとする。

経過措置：新法施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による(附則第13条関係)。

(10) 決算関係書類・事業報告書の作成・保存期間の明記等(第40条関係)

組合は、決算関係書類及び事業報告書を作成し、作成した時から10年間保存しなければならないこととするとともに、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、その日の2週間前から5年間主たる事務所(従たる事務所にあつては3年間)に備え置くこととする。

(11) 会計帳簿の保存期間の明記及び閲覧要件の緩和(第41条関係)

組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとするとともに、共済事業を行う組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会以外の組合の組合員は、その総数の100分の3(現行：10分の1)以上の同意を得て組合に対して会計帳簿の閲覧請求をすることを可能とする。

(12) 総会における理事及び監事の説明義務

(第53条の2関係)

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないものとする。

(13) 会計原則に関する規定の整備

(第57条の6関係)

組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2

大規模な組合だけに上乗せされる措置

(1) 員外監事制度の導入(第35条関係)

監事のうち1人以上は、当該組員又は当該組合の組員たる法人の役員もしくは使用人以外のものであって、かつ、その就任の前5年間当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員もしくは使用人でなかったものでなければならないものとする【大規模組合のみへの義務づけ】。

経過措置：新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会(4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃)の終了の時まで適用しない(附則第9条関係)。

(2) 監事の権限強化(第36条の3関係)

理事による業務運営に対する監視機能を強化すべく、会計監査のみに限定されている監事の権限を拡大し、監事に業務監査権限を付与することとする。また、併せて理事の責任・義務を明確化するとともに、監事の権限も明確化することとする。

(3) 余裕金の運用制限(第57条の5関係)

外債購入等、投機的な資産運用を防止。業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないものとする。

経過措置：新法施行日から3年間で当該運用に係る資産の処分をしなければならない(附則第15条関係)。

共済事業(保険事業)の健全な運営の確保

事業協同組合等の行う共済事業については、責任共済事業を除き、これまで特段の規制は設けられていなかった。しかしながら、事業規模が拡大し、又内容も複雑なものとなっていることを踏まえ、共済事業の健全性を確保すべく一定の措置を講ずることとする。

共済事業の定義等については、現行組合法では、共済事業に関する明確な規定は存在せず、福利厚生事業(現行中小組合法第9条の2第1項第3号)の一環として行われている。新中小組合法では事業協同組合等の共済事業の健全性を確保するための措置を講ずるにあたり、見舞金の給付的な水準を超える共済金の支払いを行う場合を、規制の適用を受ける法律上の共済事業と定義することとなっている。

具体的には、「組員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であって、共済金額その他の事項に照らして組員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるもの」と定義することとする。主務省令の内容については、現行、事業協同組合が実施可能な火災共済事業の内容が共済金額30万円までとされており、これを踏まえて今後検討することとする。

1

共済事業を実施する組合全般に係る措置

少額共済(30万円以下)は適用除外

- ・ 共済以外の事業との区分経理(第58条の2)
- ・ 事業方法書等の提出・認可(第9条の6の2)
- ・ 責任準備金の積立など準備金に関する規定の整備
(第58条)
- ・ 余裕金の運用制限の導入(外債購入等、投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定)
(第57条の5)
- ・ 外部監査の導入(負債金額一定額以上の場合)
(第40条の2)

- ・ 共済計理人の選任・関与（長期の契約を締結する場合等複雑な数理計算を必要とする場合）
（第58条の6、第58条の7）
- ・ 重要事項の説明義務（第58条の5）
- ・ 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧
（第61条の2）
- ・ 共済代理店に関する規定の整備（第9条の7の5）
- ・ 員外利用の定義の見直し（組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす）（第9条の2）

- ・ 合併議決を総代会でも可とする（第55条の2）
- ・ 火災共済協同組合の地区の拡大（第26条）等

2 大規模に共済事業を実施する組合（特定共済組合）に上乗せされる措置

- ・ 原則兼業禁止（共済事業に専念）（第9条の2）
- ・ 財務の健全性に関する基準（支払余力を判断するための指標）の導入（第58条の4）
- ・ 最低出資金規制の導入（第25条）



平成18年中小企業実態基本調査に ご協力をお願いします！

経済産業省中小企業庁では、全国の中小企業（個人事業者を含む）11.5万社に対して9月25日迄に標記調査票をお送り致します。

この調査は、中小企業の実態を明らかにするために、法に基づいて実施する国の調査ですので、組合等におかれましても組合員企業様への周知の程よろしくお願い致します。

尚、お問い合わせについては、中小企業庁がフリーダイヤル（無料）を開設しております。

番号は、 **0120-434-369**

「中小企業実態基本調査事務局」

ぜひ、ご協力をお願いします。

官公需確保対策地方推進協議会

8月22日（火）平成18年度官公需確保対策地方推進協議会（主催：近畿経済産業局）が和歌山商工会議所4階特別会議室において開催されました。

近畿経済産業局産業部中小企業課より主催者挨拶の後、中小企業庁事業環境部取



引課より「平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針」についての概要説明が行われ、引き続き和歌山県商工振興課長と当中央会より官公需施策への各種の取組状況等に関して詳細な説明が行われました。

平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針 （概要：抜粋）

1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| (1) 情報提供の促進 | (9) 適正価格による発注 |
| (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大 | (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用 |
| (3) 官公需適格組合等の活用 | (11) 中小建設業者に対する配慮 |
| (4) 指名競争契約等における受注機会の増大 | (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大 |
| (5) 中小企業者への説明の徹底 | (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置 |
| (6) 銘柄指定の廃止 | (14) 調達手続きに関する簡素・合理化 |
| (7) 分離・分割発注の推進 | (15) 中小企業者の自主的努力の助長 |
| (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮 | |

2. 中小企業者向け契約目標

平成18年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約3兆9,346億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆3,477億円、公団等については約1兆5,869億円とする。

3. 官公需に係る施策の推進

高年齢者雇用確保措置の実施が義務づけられました!!

改正高齢法の義務

高年齢者の安定した雇用の確保義務

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、**65歳未満の定年の定めをして**いる事業主は、高年齢者の65歳¹までの安定した雇用を確保するため、次の²からいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととなりました³。

定年の引上げ

継続雇用制度の導入³

定年の定め廃止

- この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における「高年齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しましたので、ご参照ください。
- 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出てください。
- 継続雇用制度については、**原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められます**が、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が、「労使協定」により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

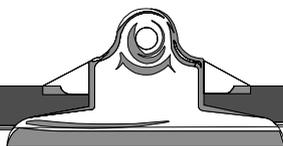
高年齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ.....

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
2006.4.1~2007.3.31に60歳定年を迎える労働者	定年 62歳義務	63歳義務	→	継続雇用終了						
年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
2007.4.1~2008.3.31に60歳定年を迎える労働者		定年 63歳義務			64歳義務	→	継続雇用終了			
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
2008.4.1~2009.3.31に60歳定年を迎える労働者			定年 63歳義務		64歳義務	→	継続雇用終了			
年齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
2009.4.1~2010.3.31に60歳定年を迎える労働者				定年 63歳義務	64歳義務	→	65歳義務	→	継続雇用終了	

期間の定めのない雇用

継続雇用制度等の適用

※継続雇用の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要。



しみあい元氣ふた
ブランド漬物
“紀の川漬”復活
 ～ 和歌山地区漬物協同組合 ～

業界近況（現在の活動状況）について

食生活の多様化で漬物需要が減少している昨今ですが、かつて和歌山には江戸時代から生産されていた伝統の「だいこん」がありました。

純白で柔らかい肉質のこの和歌山だいこんを用いた「紀の川漬」という独特の風味を持つ漬物が全盛を誇っていたのです。

しかし時代の移り変わりと共に生産しやすい「青首大根」が主流となり、今ではこの伝統野菜を栽培する農家も殆ど見かけなくなっています。

本組合では県農業試験場に伝統野菜の「和歌山だいこん」復活の協力をもちかけ、共に栽培と研究を重ね、安定生産に向けて更なる改良に努めているところです。



河島理事長

組合PR

今後、この「和歌山だいこん」を使った“紀の川漬”の生産と共に地域特産ブランド化やEマーク取得等に取り組む、和歌山から全国へ発信していこうと壮大なビジョンを持っています。



組合所在地 〒640-8404
 和歌山市湊1757番地
 T E L 073-451-3360
 F A X 073-455-7890
 設立年月日 昭和50年12月16日
 組合員数 15

中央会だより

建具業界と田辺の 設計業界共同による新製品開発 ～ コーディネート事業 ～

本会ではコーディネート事業と銘打って業界と業界、企業と企業の出会いをお手伝いし、それぞれの技術またノウハウのマッチングにより、それぞれの特色、また潜在能力を活用しながら、新たな組合事業・組合員事業の掘り起こしを支援するコーディネート事業を本年度も展開しています。

本年度は、和歌山県の建具業界（和歌山県建具事業協同組合）と田辺の建築設計業界（協同組合ジオットデザイン）の2業界による新製品開発に取り組んでいます。

両業界は住宅関連業界として、より安心できる住まいづくりの提供を課題とし、耐震をテーマに研究を重ねています。



タイアップ
コーナー



会員だより

第34回 ヤーヤーまつり開催

田辺市商店街振興組合連合会

田辺地方の真夏の一大イベント「ヤーヤーまつり」が8月9日、田辺市中心部の商店街で開催されました。

「ヤーヤー」と声をかけ合いながら、夏の夜のひとときをのんびりと歩き、人と人がふれあうことで日頃忘れがちな“人間らしさ”を思い出し、人間性あふれる豊かな社会づくりの一環



とすることを目的とし、毎年8月8日に開催していますが、今年は台風のため1日延期しました。

各商店街は歩行者天国になり、午後7時よりオープニングセレモニー。当日は30度を超す蒸し暑い中、浴衣姿の子供やカップルなど多くの人が集まりました。各商店街では、輪投げ大会・世紀の大抽選会・金魚すくい・ダーツゲーム・ギリギリチョロQなど、趣向をこらした催しが開かれ、ゲームを待つ子供達の列があちこちで出来ました。街角では大道芸や龍神太鼓・清姫太鼓などが披露され、多くの家族連れなどが楽しみ、



商店街は大いに賑わいました。

第25回きのくに人材Uターンフェア開催!!

8月13日(日) ホテルグランヴィア和歌山にて、第25回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

毎年お盆のこの時期に実施されるUターンフェア



は、来春卒業予定の学生だけでなく、一般のUターン希望者も対象としており、今回は、昨年より5社多い出展企業70社、募集人員388名のところ、472名(男子291名、女子181名)の参加者がありました。

また、今回のUターンフェアには、

当会会員組合である和歌山県医師協同組合が参加されていました。

組合の方に話を聞くと、「採用とフェアの時期が合ったので、今回初めて参加しました。求める人物像としては、与えられた仕事をこなすのではなく、創意工夫しながら自主的に仕事ができる人ですね。」との事でした。

会場では、企業の個別ブースでの面談に加え、適性と職業を考えるキャリア形成支援コーナーも設けられ、企業と参加者にとって非常に有意義なフェアとなりました。



お店や町工場の配電盤から火災が多発

和歌山市消防局

平成18年8月に和歌山市内の建具店（作業所）で火災が発生し、2階を全焼しました。現在消防局では、配電盤に設置している「低圧進相コンデンサ」が発火したものとみて調査しています。

「低圧進相コンデンサ」による火災は和歌山市内で多発しています。

低圧進相コンデンサによる和歌山市内の火災

平成10年	2件
平成12年	1件
平成16年	3件
平成17年	4件
平成18年	1件

（8月10日現在）

クリーニング店、くだもの店、メリヤス工場、自動車修理工場、印刷所などで発生しています。

上記11件の火災は、すべて4月から10月の暑い時期に発生しています。



配電盤に設置されている低圧進相コンデンサ

低圧進相コンデンサとは

低圧進相コンデンサは一時的に電気を貯めておく電池のようなもので、電力の無駄を省く機器として使用されています。比較的小規模な製材所・鉄工所・メリヤス工場等の町工場や店舗の配電盤に設置されています。機器の銘板プレートに「進相コンデンサ」などと書かれています。一般住宅には通常設置されていません。

危険性のある低圧進相コンデンサ

社団法人日本電気工業会は、昭和50年（1975年）以前のコンデンサは保安装置が内蔵されていないため、早急に取り替えるように広報しています。また、交換推奨時期は10年としています。機器の銘板に製造年が書かれています。

火災を防ぐために（和歌山市消防局からお願い）

平成10年以降当市で発生した火災のコンデンサはすべて昭和50年以前の製造です。（推定含む）事業主の方は、電気工事業者等で昭和50年以前に製造された低圧進相コンデンサを点検し、早急に取り替えるようお願いいたします。



中小企業大学校

【関西校研修のご案内】

経営者講座

顧客満足と 従業員満足

対象者 /

経営者・経営幹部

期間 /

平成18年10月21日(土)

定員 / 30名

受講料 /

各1万5千円(税込み)

場所 / 神戸会場

神戸会場のご案内

【神戸国際会館402号】

兵庫県神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

研修内容

顧客満足を獲得するためには、顧客に満足を与える存在である従業員が満足して働いていることが有効なひとつの方法です。顧客が満足を得るということは、心が満たされ、幸せな気分になるということであり、感情的なこと。人の心や感情、気持ちを満たすためには、人の心や感情で対応することが一番良い方法だと考えられます。顧客の満足の質が「モノ」から「コト」へと変化している時代では、人と人との関係がさらに重要視されるのです。

この研修では、「従業員」と「顧客」のWIN-WINの関係を築くために、顧客満足と従業員満足に関して、様々な観点からその重要性を学び、顧客満足と従業員満足を両立するためのヒントを得ることをねらいとします。

お申込・お問い合わせ

中小企業大学校 関西校 研修担当まで

住所 / 〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL / 0790・22・5931 FAX / 0790・22・5941

e-mail / kan-kenshu@smrj.go.jp

URL / http://kansai.go.jp/



「中小企業組合検定試験」に挑戦して、なりましたよ！

中小企業組合士

just try

平成18年度「中小企業組合検定試験」受験概要

受験資格… 中小企業組合の業務に従事している人、または将来従事しようとする人。

試験日… 平成18年12月3日(日)

試験地… 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・岡山・広島・松江・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

受付期間… 平成18年9月1日(金)～10月13日(金)

受講料… 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

試験科目… 「組合会計」「組合制度」「組合運営」

その他… 申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。(受験願書は中央会にあります。)

平成18年度 **中小企業組合検定試験**

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会

全国先進組合事例

奈良県

高山茶釜の名声を守るため組合ぐるみで対策を推進
奈良県高山茶釜生産協同組合

所在地 〒630-0101
生駒市高山町6439-3

電話番号 0743-78-0034

FAX番号 0743-79-1851

設立 昭和36年3月

出資金 4,500千円

組織形態 産地組合

地区 生駒市

主な業種 茶釜製造業

組合員 23人

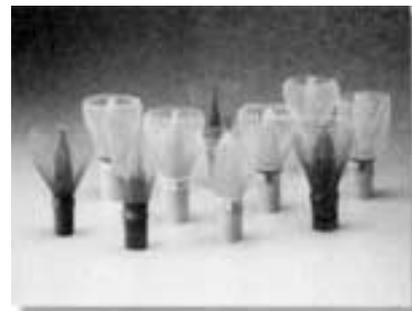
専従理事 1人

URL <http://www1.kcn.ne.jp/takayama/>

事業環境悪化の中、500年以上の伝統を持つ高山茶釜が国から伝統的工芸品の指定を受けたことを契機に名声、地位を守るため、品質検査の徹底、産地PR活動を積極展開

背景と目的

組合員が製造している高山茶釜は長い歴史を有し高山茶釜イコール茶釜といわれるほど知名度が高く、いまでも国内シェア95%と強力な地位を築いているが、茶道人口減少に伴う需要の減退、一方では、韓国産や中国産の輸入が増加するという厳しい状況となったため、打開を図り当産地の名声、地位の維持、確保が必要となった。昭和50年高山茶釜が国の伝統的工芸品の指定を受けたことを契機に取り組んだ品質検査や活発化した産地PR活動を一層積極的に進めている。



高山茶釜

事業・活動の内容

主たる事業内容は次の2つである。(1) 製品品質検査については、各組合員が製造した茶釜を組合に持込み、組合内の品質検査委員会が品質検査を行い合格品には証明書、認証シールを交付している。認証シールは、伝統的工芸品であることを示すマーク、当地産であることを示すマークの2種である。検査に際しては、県はじめ外部専門家の意見を参考に制定された品質検査基準に基づいて行われる。(2) イベントについては、本県を中心に全国各地で開催されるイベントに積極的に参加しているが、その際来場者を対象に茶釜の作り方、これを利用しての抹茶のたて方について体験学習を行い高山茶釜に馴染んでもらうよう努めている。品質検査委員会は理事長を委員長とし組合員計5名で構成、また平成16年度に参加したイベント数は30近くに及んだ。

成果

高山茶釜の名声、地位が守られたこと、高品質茶釜の安定供給とこれによる関係者の信頼性の向上、行政機関との連携強化、原材料安定確保をめざし奈良科学技術大学院大学や県森林技術センターとの技術面の連携、茶道関係者以外の一般人に対する産地イメージの浸透などの成果があり、組合員にとっては優良産地メンバーとしての意識の高まり、組合が行っている共同販売事業による成果も含めた売上面への寄与があげられる。



ホームページ

所在地 〒700-0927

岡山市西古松2丁目26-22

BIOオフィス105

電話番号 086-245-7009

FAX番号 086-245-7009

設立 平成17年4月

出資金 800千円

組織形態 集中型企業組合

主な業種 個人サービス業

専従理事 2人

組合員 4人

URL <http://pet-kimochi.com/>

現代社会ではペットは家族の一員と認められ、飼い主のニーズとしてペットシッターサービス業の需要が増加している中、全国展開を見据えFC事業を開始し業績も向上している

背景と目的

3年前から個人事業としてペットシッターを行っていたが、県北や遠くのお客様からサービスを希望されたり、「ペットシッターになりたい、働きたい」という人も多いことがわかった。そこで、ペットシッターサービス事業の展開を行うことが飼い主とペットシッター希望者の利益になると考え、各地へのFC展開を目指し同じ思いの仲間とともに企業組合を設立した。



写真左:代表理事 写真右:副代表理事

事業・活動の内容

組合事業として大きく2つの事業がある。一つは飼い主の要望に沿い、飼い主の自宅に伺ってペットの食事、散歩、遊び相手などペットのお世話をする「ペットシッター」のサービス。もう一つは「ペットシッター事業のフランチャイズ展開」でペットシッターを始めたい人たちにその開業と営業ノウハウを提供する事業である。その他にペットグッズの販売、ペット健康保険代理店など、商標登録している「ペットのきもち」に現れているようにペットの気持ちになったサービス提供を実践している。

成果

ペットシッター事業は需要があり、当初の年度目標の4倍に達している。これはHPによるPRや説明会活動、組合結成後の各種PR活動、地方テレビ局の組合紹介等、企業組合として法人化したことでマスコミの注目が得られたことなどが大きな成功要因である。また、個人ではできなかったFC展開活動ができることになったことも大きい。FC加盟店に関してはペ



ペットサポートジャパン企業組合パンフレット・チラシ

ットシッター業に時間をとられている現状であり獲得目標には少し遅れ気味で進んでいるため、重点のFC加盟店の募集を具体的に目標や計画を立てて活動する必要がある、需要のある地域の飼い主のためにも明確な計画行動と予算を立てて実践することが必要である。

所在地 〒690-0064
松江市天神町58

電話番号 0852-24-4031

FAX番号 0852-24-4037

設立 昭和62年9月

出資金 2,281千円

組織形態 商店街組合

地区 松江市天神町

主な業種 小売業・卸売業、サービス業

組合員 31人

組合従業員 1人

URL <http://www.h6.dion.ne.jp/tenjin/>

高齢化をマイナスに捉えず、発想転換し、「お年寄りに優しい街づくり」をテーマに、官民一体の組織により企画立案、ソフト・ハード両面からの商店街活性化に取り組む

背景と目的

江戸時代から始まり、明治末期には、「松江銀座」と称されるほど賑わいを見せていた当商店街も他の商店街同様、ドーナツ化現象等の問題点を抱えていた。松江市から提案のあった「お年寄りに優しい街づくり」構想に賛同し、すぐに若手プロジェクトによる「街づくり委員会」を発足させた。同時に行政の支援参加による「ワーキンググループ」を立ち上げ、毎週1回の定期的会合により、企画立案、問題点の解消に取り組んだ。官民一体の「意思統一」と「共同作業」が、わずか半年の間で行われた。



お年寄りの交流施設

事業・活動の内容

「お年寄りに優しい街づくり」をテーマとして、ソフト面から着手し、その後ハード面を展開していった。ソフト面では、「交流の場の整備」として、空き店舗を行政からの補助で改装し、「まめな館」等の設置、信仰の対象ということで、天満宮に「ポケ封じ」の神様「おかげ天神」を建立、高齢者が楽しくショッピングできるよう歩行者天国にしての「天神市」の開催。ハード面では、電線軒下化アーケードの改築、高齢者住宅を含めた複合ビルの建設、授産施設の出店・連携等、多方面への事業展開が続いている。

成果

行政からの提案とはいえ、高齢化をマイナスに捉えず、発想の転換により「お年寄りに優しい街づくり」のテーマに、推進体制を整備し、若手を中心とした斬新なアイデアを出し合いながら事業を推進している。当初は、ソフト面についてできることから実施し、その後ハード面へと相乗効果を図ってきた。行政、中央会等の商工団体、福祉機関等との連携も良好であり、有利な施策を活用しながら展開している。今後「松江市立病院」の跡地問題が課題となつてこようだが、理事長の強力なリーダーシップと、若手の斬新なアイデアを活かし、今まで培ってきた各方面との連携により、更なる発展が期待できる。



白湯天満宮 写真左端が「おかげ天神」



電線軒下化アーケード

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成18年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

- ・就職面談会の開催
- ・職業能力開発・向上訓練
- ・新卒予定者への就職支援
- ・継続雇用等雇用促進への取組み
- ・ミスマッチ解消への取組み
- ・その他雇用・就職に関する事業

当機構は「無料職業紹介」を行っております。
詳しくは「支援機構」まで

〒640-8227

和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員報告

7月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況/前月比

10ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	→	→	→	→
	窯業土石製品	↓	↓	→	↓
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
非製造業	その他	→	↓	↑	→
	卸売業	→	→	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↑	↑	↑	↑
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	↓	↓	↓	↓
DI 値		-17.5	-35.0	-25.0	-27.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

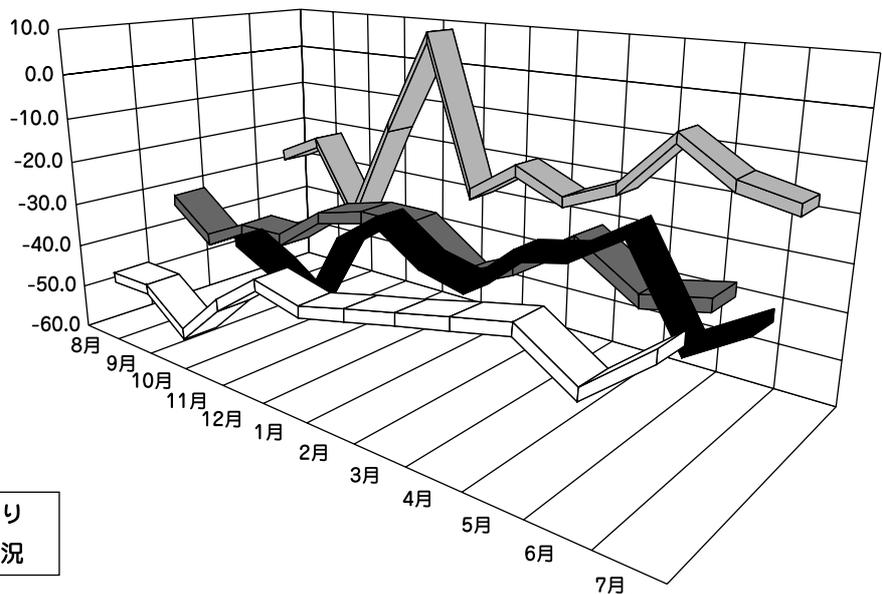
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス27.5ポイントであり、同6月調査と比べて10ポイント改善した。

同6月調査と比べ、「売上高」は2.5ポイント悪化、「収益状況」は7.5ポイント改善、「資金繰り」も2.5ポイント改善した。

7月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は17名で、「好転」との回答は6名であった。

年間DI値
(前年同月比)
の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	前年対比90%前後のアンケート結果があり下げ止り感が少し出て来た感じである。(紀州みなべ梅干)
織 維 ・ 同 製 品	シーズンインであるが、盛り上がり欠けているようです。これからが心配? (紀州繊維)
	販売不振の上、原材料の値上りで苦況が続く。(ニット) 数量的に減少しており(売上)数パーセント。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	建具の受注量は、先月同様鈍く相変わらず生産体制は、縮小傾向にある。材料費の値上り(10%~20%)により、必要以上の購入はしない。金融機関などへの資金要請をする業者は少ない。(建具)
	景況は相変わらず悪いです。(建具) 仕入単価上昇、売上単価据え置きの為廃業に追い込まれた組合員も出てきました。これからの組合運営にも差し支えが出てきそうです。(県洋家具)
化 学 ゴ ム	ナフサ値上りによる原料価格の上昇は大きい。価格転嫁への努力が出来れば幸いたが、現状では100%は難しい。(化成品)
窯業・土石製品	先月に引き続き各地区で出荷量の大幅な落ち込みがある。(生コン)
鉄 鋼 ・ 金 属	依然として受注量は安定している。(県鑄物工業)
	仕事量は増加、景況感は良。(住金協力)

● 非製造業 ●

卸 売 業	7月度は夏場商品のエアコンの需要が伸びず期待はずれでした。一般的には銅価格の高騰で原価アップとなり工業者はかなり苦慮しておられます。県域では状況を分析すれば和歌山市内近辺はまずまずですが、郡部はかなり低迷している状態です。(電設資材)
小 売 業	エパグリーン御坊店が開店して1ヶ月が経った。青果物、花も販売しているので、組合員小売店は売上、収益ともに落ちている店も多い。ここ1年、産直方式によって御坊店、安売りのエパグリーン等の新しい業態での出店で、旧来型の青果物店、衣料品店は収益基盤を侵されつつある。(日高市場)
	例年以上に厳しい夏場を迎えている。7月は天候不順で来客数も少なく客単価も低く売上不振。様々な企画を計画するも客の反応が鈍い。需要の変化が把握出来ないでいる。対応に苦心。資金繰りに困っている方が多いのではなかろうか。(時計)
	大橋建一和歌山市長が再選された。「まちなか再生」に期待している。(和歌山市) 商店街のバーゲンセール時期でもありましたが、前月と同様。もりあがりの時がなく過ぎてしまった1ヶ月でした。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	今年の夏休みは、企業の景気回復でボーナスの支給額も増加し、業界紙等では家族旅行が活況だと呈しております。また、旅行に伴う消費額も過去最高額と一部では報道されていますが、果たして紀伊半島にもこれらの明るいニュースのとおり上昇気流に乗れるかが心配だ。(旅館)
	宿泊人員(対前年同月比)113.0%、総売上107.2%、1人当り消費単価95.1%、総宿泊料111.2%、1人当り宿泊単価101.0%、H17.1~7宿泊人数521.123人、H18.1~7宿泊人数590.083人、67.960人増(13.2%増)対前年同月比1人当り宿泊単価は、632円安、1人当り消費単価は20円高となり、1泊2食宿泊に同する売上は、約50,360千円増、総売上は約129百万円の増となった。(白浜温泉旅館)
	軽自動車の新車販売が伸張した。和歌山県自動車整備商工組合の方で「自動車近代資金の転貸制度」があり今期に入り2件の貸し出しがあり、新規借入申込みも1件でている。(田辺自動車)
運 輸 業	7月度は例年になく輸送数量は減少している。軽油の値上げも毎月あり天井知らずです。8月も大幅な値上りで5/㊦アップとなり2年前と比較すると1㊦当り40円アップしている。それに対し転嫁がほとんど出来ていない。一部で10円/㊦程度運賃に転嫁できているところもあるが…。8月以降物流業界は今までにない最も厳しい局面に置かれている…。打開策は今のところ無。荷主にご理解を得て40円分を運賃に転嫁したい。(貨物運送)
	平成18年8月元売会社は原油価格の上昇、為替の円安進行により8月仕切りを大幅値上げする。29日全社の方針が出そろっていないものの、リットル6円を超す見通しがつよい。原油高騰で平成16年以降、仕切り値上げが相次いでいるうえでの8月大幅値上げは、業界にとって試練の時となろう。だがこれまでの末端転嫁が不完全なのに加え、もはや業界にコスト増を負担する余力がない以上、転嫁するしかない。すべて元売がカギを握っているといつてもいい。(有田トラック)

実施共済制度一覧

経営自慢M型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

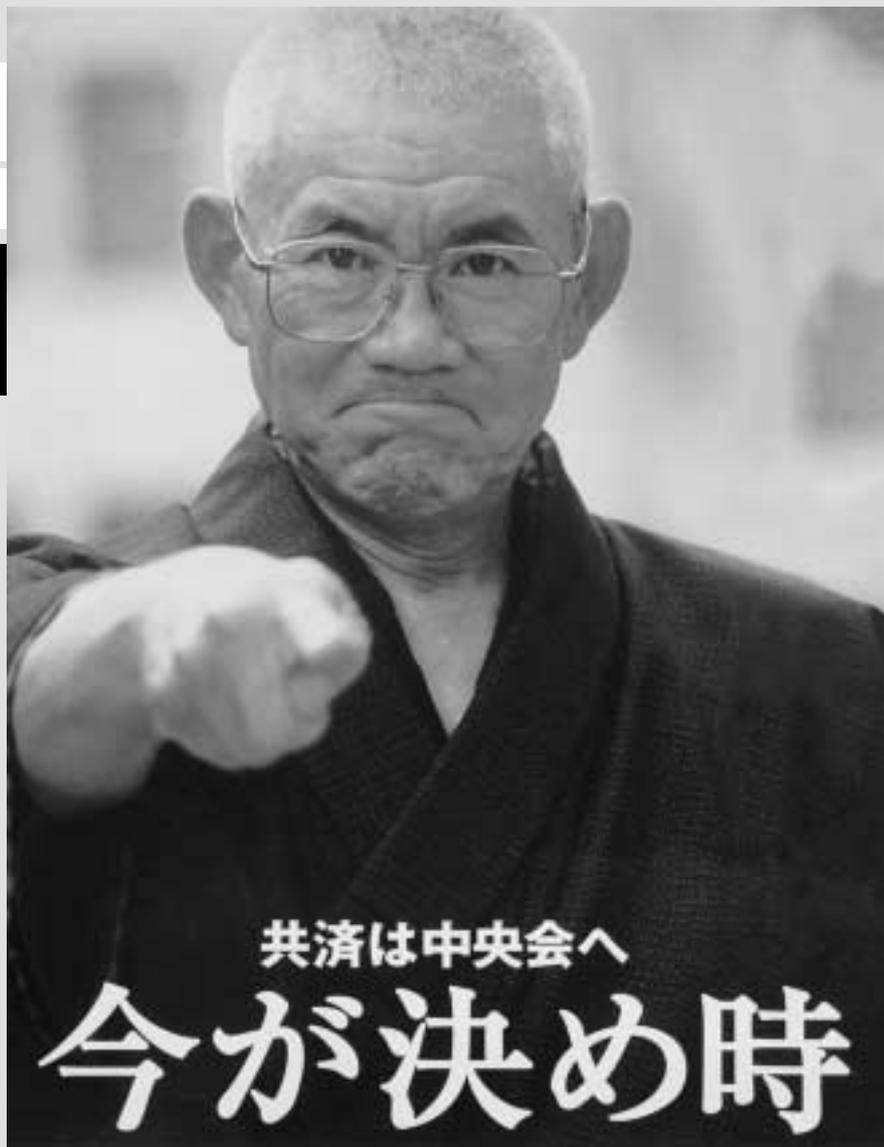
年金共済

(拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
 総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車種に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
//	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる*お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払い!
- ② 従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要!
(売上高方式の場合)
- ③ 通勤途上や経営者の業務上災害も補償!
- ④ 特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償!
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤ 入院・通院保険金は1日目からお支払い!
- ⑥ 特約により地震などの天災を補償!
- ⑦ 建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象!
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

- ① お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償!
 - ② 年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律!
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③ 医師の診査は不要。各人の告知も不要!
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
 - ④ 記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ!
 - ⑤ 全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能!
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

21歳から 
建保

- ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
- ① 健保の3割自己負担分をお支払いします!
 - ② 差額ベッド代をお支払いします! (日額15,000円限度)
 - ③ 入退院時の交通費をお支払いします!
 - ④ ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします!
 - ⑤ 最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします!

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

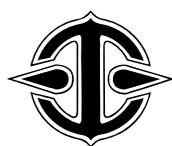
〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表)
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)





生石高原（紀美野町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp



この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。



この情報誌は古紙100%を使用しています。